

◎議長(青野隆一議員)

皆さん、おはようございます。

これより、令和5年3月定例会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、5番 大類好彦議員、6番 小関英子議員、7番 塩原未知子議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 奥山 格 議員 登壇〕

◎議会運営委員長(奥山 格 議員)

おはようございます。議会運営委員会の審査の結果についてご報告申し上げます。

去る2月13日招集告示になりました今定例会に係る議会運営委員会を2月20日午前10時から、市役所会議室において開催し、当局から総務課長並びに財政課長の出席を求め提出議案の概要を聴取するとともに、請願・陳情案件、一般質問の人員等を十分考慮しながら、会期及び議事日程について慎重に審査を行なったところであります。

まず、一般質問についてであります。発言通告書の提出については、申し合わせにしたがい、議会開会日の7日前までといたしましたが、本日の市長の施政方針及び提案理由の説明をお聞きした後、質問要旨の追加があれば、本日後5時まで追加を認めることにいたしました。

次に、議案の審議についてであります。補正予算議案7案件については、開会初日に審議することといたしました。

さらに、新年度予算議案6案件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしました。

なお、予算特別委員会における総括質疑は、先例により、1人30分の持ち時間を議長及び予算特別委員長を除き、各会派並びに会派に属さない議員の人員に応じ、割り当てることにいたしました。

その結果、今定例会の会期につきましては、皆様方のタブレットに掲載しております会期日程表のとおり、本日から3月20日までの19日間とすることに、意見の一致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、ご報告といたします。

◎議長(青野隆一議員)

お諮りいたします。ただ今、議会運営委員長報告のとおり、会期は本日から3月20日までの19日間とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から3月20日までの19日間とすることに決しました。

なお、会期中における諸会議の予定につきましては、会期日程表をタブレットに掲載しておりますので、ご了承願います。

次に、日程第3、諸般の報告であります。事務局長に報告をいたさせます。

◎事務局長(斎藤健司君)

それでは諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員より議長あてに、2月に執行した例月出納検査の結果及び、1月、2月に実施した定例監査の結果について、それぞれ報告がありました。

次に、市長から議長あてに、地方自治法第180条第2項の規定により、損害賠償額の決定について専決処分報告がされております。それぞれその写しをタブレットに掲載しておりますので、ご参照願います。

次に、教育長より議長あてに、令和4年度教育委員会事務の点検及び評価報告書が提出され、タブレットに掲載しておりますので、ご参照願います。

次に、12月定例会以降、今定例会までの市議会事務処理状況、並びに議員の派遣状況について、タブレットに掲載しております議会事務処理報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

最後に、令和4年度に実施した各常任委員会、議会運営委員会、議会だより編集委員会の行政調査について、その報告書を取りまとめ、タブレットに掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で、報告を終わります。

◎議長(青野隆一議員)

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、議案の上程を行います。

日程第4、議第2号「令和4年度尾花沢市一般会計補正予算(第11号)」から、日程第28、議案第1号「尾花沢市議会の個人情報の保護に関する条例の設定について」までの、25案件を一括上程いたします。

これより、令和5年度施政方針並びに提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長(結城 裕 君)

おはようございます。3月定例会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には本市の発展と市民福祉向上のため、日夜ご尽力いただいておりますことに対し、心から感謝を申し上げます。

さて、日本国内で新型コロナウイルス感染症が確認されてから約3年が経ちます。政府では5月8日から、新型コロナウイルスの感染症法における分類を2類相当から、季節性インフルエンザと同じ5類へと移行し、マスク着用につきましては、3月13日から個人の判断とする方針を示しております。また、山形県においても、国と同様にマスク着用については、個人の判断を基本とする指針を示しております。ワクチン接種費用、治療費等は当面の間、無料で実施するとのことですが、ワクチン接種は感染防止対策において非常に有効であることから、今後も無料で実施されるよう、国、県へしっかりと働きかけてまいります。

一方で、マスク着用については個人の判断との指針が出されるなど、コロナ禍前の生活に徐々に戻りつつあります。このような中、本市の4年ぶりに通常開催された尾花沢雪まつりには、多くの方々が市内外から来られ、また、銀山温泉では外国人観光客の姿も多く見られるようになりました。今後、交流人口の拡大が図られ、地域経済が大いに活性化することを期待しております。

さて、国においては、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある一方、世界的なエネルギー・食料価格の高騰、欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、日本経済を取り巻く環境が厳しさを増す中、我が国が直面する内外の重要課題の解決に対して道筋を付け、未来を切り拓くための予算として、昨年12月23日、過去最大となる総額114兆3,812億円の令和5年度一般会計予算案を閣議決定され、現在、国会において早期成立を目指して審議がなされております。令和5年度における国の予算案においては、デジタル田園都市国家構想のもと、地方公共団体のデジタル実装の加速化や地方創生に資する取り組みを支援し、現下の重要課題に正面から向き合い、一定の道筋を付けることとしております。

次に、令和5年度の本市における市税の見直しについて申し上げます。山形県経済動向報告に基づく景気動向や、市内事業所の景況感などを参考に予算額を見積ったところ、市民税については、経済が緩やかに持ち直している状況を受け、個人市民税及び法人市民税

ともに増加が見込まれます。固定資産税及び都市計画税については、評価据置年度の年であることから、ほぼ前年並みに見込んでおります。軽自動車税は、種別割の課税台数の減少が見込まれるものの、新税率登録車の割合が増加傾向にあることと、環境性能割り課税台数の増加が見込まれることなどにより、前年並みと見込んでおります。入湯税は、銀山温泉の観光客数がコロナ禍前の水準に戻ってきている状況を受け増額を見込み、市たばこ税については、健康意識の高まりや受動喫煙対策による喫煙環境の変化によって、売り上げ本数の減少が見込まれるものの、加熱式たばこに係る課税方式の見直しもあり増額が見込まれることから、市税全体では前年度比1.3パーセントの増加と見込んだところであります。

なお、市税は自主財源の根幹をなすものであるため、市民の皆様それぞれのニーズに合った納税方法を選んでいただけるよう、コンビニ収納やスマートフォン等による電子納付を導入しており、夜間の納税相談なども継続しながら納税環境の向上に努めてまいります。

次に令和5年度予算に盛り込んだ事業について申し上げます。令和5年度は、第7次尾花沢市総合振興計画における前期基本計画期間の中間年度となります。市民の皆様には「このまちに住んで良かった」、市外の方には「あのまちで暮らしてみたい」と思っただけできるよう、「市民が主役のまちづくり」に取り組んでまいります。そのため、新年度予算においては、本市の将来像として掲げている「このまちで ともに生きる しあわせな時を刻むまち」の実現に向けて、総合振興計画における5つの基本目標を中心としながら、特に「デジタル技術を活用した利便性の向上」、「暮らしやすさの創造」、「出産・子育て環境の充実」、「最適・最新の教育環境の整備」、「尾花沢ファンの拡大」、「地元就労の促進」の6つの施策に力を入れてまいります。

以下、総合振興計画の5つの基本目標を柱に、事業の概要を申し上げます。

第1の柱は「キラリと光る産業のまち」であります。農林業においても、世界的な原油価格の高騰や急激な円安の進行等により、燃油、農業資材、飼料の価格高騰が農家経営を圧迫し、農林業を取り巻く環境は一層厳しさを増している状況にあります。特に農業従事者の高齢化や担い手不足が急速に進む中、本市の農業を未来に引き継ぐため、これらの情勢を注視しながら臨機応変に対応していくこととし、引き続き農業の安定した生産の維持、拡大に必要な対策を講じるとも

に、営農意欲の高い経営体を支援してまいります。

さて、国からは、令和5年産主食用米等の需給見通しが、全国ベースで669万トンと示されました。これを受けて県農業再生協議会では、生産の目安が県内ベースで昨年より1,200トン少ない31万6,100トンとなりましたが、本市においては令和5年産米の生産の目安を、昨年より21トン多い1万3,301トンと決定しました。稲作農家にとっては、主食用米の需要量減少が営農継続への不安材料となっておりますが、生産者のご協力を得ながら、関係団体等と一丸となって生産の目安に基づく米の生産に取り組んでまいります。

令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立し、令和5年4月1日から施行されます。人・農地プランが地域計画として法定化されたことにより、地域での話し合いを通して、農地が利用されやすくなるよう集約化等を加速し、農地1筆ごとに将来誰が耕作するのかなど、これまでの人・農地プランに加えて目標地図を作ることになりました。期限となる令和6年度末までに、各地域で地域計画が策定できるよう、農業委員並びに農地利用最適化推進委員と連携して取り組んでまいります。

尾花沢産米雪きらは米価下落の影響を受け、次期作における生産量のさらなる減少が懸念されますが、引き続き雪きら研究会を中心とした市内栽培農家を交えての栽培技術の研修を行いながら、地域ブランド米として知名度向上に努めてまいります。

そば生産振興協議会では他品種との交配を避けるために、宝栄牧場の一角を利用し、生産者とそば店が協力して原種最上早生の育種に励んでいます。昨年は、尾花沢そば振興を担う地域おこし協力隊が4月1日に着任し、そば生産の現場作業から、収穫、製粉、そば打ちまでを体験しながら、尾花沢そばの普及宣伝に取り組んでいます。本市としても継続して原種最上早生の種子生産と販売促進に取り組み、尾花沢そばのブランド確立に向けて関係機関と連携して取り組んでまいります。

本市を代表する特産物尾花沢すいかは、前年度より出荷数量は少なかったものの、平均単価は昨年度、一昨年度を超える高値で推移しました。今後も生産者支援をはじめ、関係団体との連携強化を図り、夏スイカ生産量日本一のトップブランドを維持できるよう努めてまいります。そのためにも尾花沢すいかの次世代の担い手確保と、スマート農業も駆使した技術力向上を目標に、県内外からの就農希望者の受け入れを推進するとともに、新規就農者の早期安定経営につながるよ

う支援してまいります。

畜産については、市ではコロナ禍における原油価格、物価高騰対策として、飼料価格高騰対策事業や、尾花沢牛振興協議会を中心に、生産者や尾花沢牛取扱指定店に対する新型コロナ支援策を実施してまいりました。枝肉価格はコロナ禍以前と同程度まで回復し、尾花沢牛取扱指定店も増加しております。今後も畜産経営を取り巻く状況を注視しながら必要な対策を講じてまいります。

有害鳥獣による農作物等の被害防止対策については、地域ぐるみによる有害鳥獣被害防止対策推進事業を推進し、地域の実情に応じたオーダーメイド型の鳥獣被害対策を支援していくことで、農作物の被害軽減を図ってまいります。また、増加するイノシシ被害対策として、狩猟期間におけるイノシシ捕獲報奨金制度をさらに推進し、頭数調整に取り組みます。併せて、追い払い用花火を各地区に無償配布する取り組みや、簡易電気柵設置費補助の継続、狩猟免許新規取得に対する支援など、被害防止対策に努めてまいります。

商工業や観光業は、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続いている中、さらに電気、ガス等の料金の値上げや、原材料の高騰による物価上昇などにより、市民生活や企業活動にも大きな影響を与えております。こうした状況を打開するため、祭りやイベントを再開し、にぎわいの創出から地域経済の活性化を図り、さらに市内事業者の強靱化や人材の確保と育成、銀山や徳良湖を中心とした観光振興などに取り組んでまいります。

商業の振興については、商工会や商店街協同組合と連携し、プレミアム付商品券発行事業や尾花沢もっとまるだし未来まつりの開催を通じて、新型コロナウイルス感染症の長期化により停滞していた地域経済の回復に取り組んでまいります。また、これからも高齢者や若い世代の目線に立った商店経営と商店街の活性化に向けた事業を応援してまいります。

工業の振興については、市内事業者2社が福原工業団地の用地を取得し、うち1社が事業所の建設工事を予定しております。また、今年1月には、市内事業者1社が、新たに工場を増設し、ファクトリーオートメーション化による事業拡大に取り組んでおられます。今後とも、企業懇談会など関係団体と連携し、各種セミナーの開催や資格取得、人材育成支援などを継続するとともに、戦略的経営の後押しや市内企業間連携による高付加価値のものづくりを核とした地域の構築に努めてまいります。

観光の振興については、全国旅行支援を活用した旅行者が動き出し、同様にインバウンド観光が再開され、本市の観光も銀山温泉を中心に、復調の兆しが見えてきております。今後も増加が見込まれる観光客の受け入れ体制をコロナ禍前と同様に整備し、関係団体との連携を強化し、取り組んでまいります。

また、観光情報の発信については、多言語解説文を活用したインバウンド対応観光情報の提供や、SNSや新聞、テレビ、ラジオなど、さまざまなメディアによるPRを図り、本市の魅力を国内外に発信することで尾花沢ファンを獲得し、関係人口の拡大に努めてまいります。

本市最大のイベントである、おばなざわ花笠まつりは、3年間、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、ウィズコロナで臨む観光交流イベントの開催については、感染症対策を十分に講じながら確実に実施できるよう、各実行委員会と協議してまいります。

徳良湖周辺整備については、徳良湖周辺整備マスタープランに基づく、自然景観保全と憩いの場の創出に向けて、緑地造成工事等を実施するとともに、現在整備中の屋内遊具場やコワーキングスペースなど、さらなる賑わいの創出と新たな魅力づくりを進めてまいります。

雇用関係については、ハローワーク村山管内の令和4年12月の有効求人倍率が1.25倍で前年同月を0.13ポイント下回っているものの、山形労働局の基調判断では「県内の雇用情勢は、好調な状況にある」との見方が示されています。新型コロナウイルス感染症の影響や、ロシアによるウクライナ侵攻により社会経済情勢は常に変化しておりますので、今後も状況を注視してまいります。

また、企業においては人材確保が一層厳しさを増し、特に技術職の確保が困難となっております。若者の人手不足も顕在化しており、令和4年12月における高等学校卒業予定者に対する管内の求人数が500名に対して、求職者数は82名となっております。これらを踏まえ、新卒者の地元就職や若者の定着、回帰対策として、じもと就職応援スタートアップ事業激励金の周知に努めるとともに、デジタル人材育成支援事業の一環として実施している北村山高等学校やまがたAI部活動を引き続き支援してまいります。併せて、小中学生から高校、高専、大学生まで、各世代を対象とした職場体験学習やインターンシップの受け入れ、保護者も参加できる企業視察会などを開催し、早い段階から市内企

業の良さについて、知る機会を広く創出し、教育の段階に応じたキャリア形成支援に努めてまいります。

第2の柱は「ふるさと愛を育むまち」です。

出産への祝い品贈呈については、少子化対策、定住促進の一環として全出生児に対して一律10万円と地元産品の記念品を贈り、子どもの健やかな成長を願い、市を挙げてお祝いしてまいります。

保育所については、急激な少子化の進行を踏まえ、本町地区においては令和5年度より新規の入所受付を民間2園に集約いたしました。市内全体では、1月末現在289人の入所決定を行いました。去年同期比で44人の減と、就学前児童数も大きく減少しております。先の総理大臣施政方針演説では、「社会機能維持のため、今後、次元の異なる少子化対策を講じていく」と表明されました。市としても国、県と連携しながら、庁内組織を横断して成果に結び付く子育て支援策に取り組んでまいります。また、より良い環境で子どもたちが過ごせるよう、保育環境のICT化に取り組み、キッズダンスやキッズサッカー、キッズ英会話の開催など特色ある保育を実施するとともに、子育て世帯には子育てに対する安心感を、子どもたちには質の高い育ちの場を提供できるよう努めてまいります。

本市の教育関連施策については、その方針となる、尾花沢市教育等の振興に関する大綱に掲げる各施策を教育委員会とともに推進しながら、大綱の基本目標とする「尾花沢の未来をひらく いのち輝く 人間の育成」の実現に向け取り組んでまいります。

昨年度決定した、尾花沢市小中学校のあり方に関する基本方針に基づく、統合小学校の整備については、今年度、小中学校建設検討委員会を立ち上げ、尾花沢市小中学校建設基本構想・小学校建設基本計画について、今年度中の策定完了を目指し現在取り組んでおります。次年度は、この尾花沢市小中学校建設基本構想・小学校建設基本計画を踏まえた、新たな統合小学校の施設整備に係る基本設計及び、造成工事に向けた実施設計を行ってまいります。

また、小中学校建設検討委員会からの提言を受け、教育委員会及び総合教育会議での協議を踏まえ、昨年10月に建設予定地を決定いたしました。現在、この建設予定地の用地測量、地形測量、地質調査を進めておりますが、引き続き雪解け後にも調査を行う予定となっております。

さらに、学校建設に向けての法規制に係る各種手続きのほか、用地取得に向けた作業を進め、統合小学校の令和9年度の開校をめざし取り組んでまいります。

中学校の統合については、令和8年度に福原中学校を尾花沢中学校に統合することを決定いたしました。今後、統合に係る推進計画に基づき、令和5年度中に統合準備委員会を立ち上げ、両校の生徒と保護者が不安なくスムーズな統合が図られるよう準備を進めてまいります。

学校教育については、学力向上、英語教育の充実、ふるさと愛を育む夢・志教育の充実は継続しつつ、新たな課題に対応するため、尾花沢こども未来PLANをスタートさせ、未来の尾花沢の創り手となる子どもたちの育成に努めてまいります。

学力向上については、リーディングスキルテストを通じた児童生徒の読解力育成に取り組むほか、英検、漢検、数検に対する助成、年4回の尾花沢寺子屋の実施を通して、学びに向かう意欲の向上にも努めてまいります。

英語教育の充実については、淑徳大学教育学部と連携したイングリッシュ・キャンプを実施するなど、体験を通して、英語を楽しく学ぶ機会を設けてまいります。

ふるさと愛を育む夢・志教育の充実については、地域の方から講師になっていただくキャリア教育や、各地区の良さに触れる地域学習を進めながら、これまで培ってきた地域との連携をさらに強化してまいります。

さらに、新年度も、やまがたA I部コンソーシアムの協力を得ながら、県立北村山高等学校における実践的なプログラミングの習得を継続するとともに、希望する児童生徒がプログラミングに関する学びを深めることができる学習の場を設けてまいります。小、中、高校生の発達段階に応じたプログラミング学習を拡充することにより、将来の職業の1つとして、ITエンジニアを選択できる環境を整備し、若者の地元定着と回帰を後押ししてまいります。

生涯学習、公民館分野については、市民一人ひとりが心豊かで充実した人生を送るため、文化活動や生涯学習の支援を図るとともに、学校、家庭、地域との連携を通じて地域人材、地域資源を活用した青少年の体験、交流活動を実施し、地域愛の醸成と次代を担う青少年の健全育成を推進してまいります。

また、来年度は尾花沢市民文化祭が60周年を迎えます。引き続き市芸術文化協会と連携を図りながら、市民の皆さまの記憶に残る文化祭を開催してまいります。

学習情報センター悠美館については、オープンから26年経ち老朽化が進んでいます。そのため、施設のリニューアルに向け検討委員会を立ち上げ、居心地のい

い悠美館を目指し、基本計画を策定してまいります。

文化体育施設サルナートについては、サビ等の劣化が目立ってきている屋根の塗装改修工事を実施し、施設の長寿命化を目指してまいります。

国史跡延沢銀山遺跡整備事業については、山神神社の保存修理復元工事を継続して行い、史跡の保全、保護に努めてまいります。

スポーツ振興については、5月3日に全国花笠マラソン大会を開催いたします。今回は参加者の制限を設けず通常開催となりますので、全国から多くの方が参加してくださることを期待しております。

第3の柱は「健康長寿と絆のまち」です。

新型コロナウイルス感染症が流行し、私たちの日常生活は急激に変化し、心身の健康へ大きな影響を与えております。ここであらためて健康を見つめなおすためにも、令和5年度は健康診断の未受診者に対し、受診の勧奨を強化し、生活習慣病の予防と早期発見に努めます。

高齢者が抱えるさまざまな健康課題に対応するため、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、地域全体で高齢者を支え、疾病予防や重症化予防、フレイル予防等を行い、健康増進と健康寿命の延伸を目指してまいります。

第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画については、これまでの保健事業の振り返りと特定健診やレセプトデータ分析による現状把握に基づき、被保険者の健康課題を明確にした上で策定してまいります。

国が令和4年度第2次補正で創設した出産・子育て応援交付金事業については、令和5年度においても、妊娠期からの切れ目のない相談支援と併せ、妊娠期5万円、出産後5万円の経済的支援を行い、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう支援してまいります。さらに、令和5年4月1日から電子母子健康手帳アプリを導入し、子育て世帯に対する情報提供の充実を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症対策において、国では感染症法上の分類を、5月8日から2類相当から5類に引き下げる方針を打ち出しました。また、ワクチン接種については、感染症法上の位置付けの変更に関わらず、予防接種法に基づいて実施することとされました。現在、国においては、令和5年4月以降のように接種を行うべきか検討されているところではありますが、国の方針が決定しだい、円滑にワクチンの接種が開始できるよう準備を進めてまいります。

中央診療所については、診療所の将来ビジョンについて検討するとともに、経営改善に向けた取り組みを進め、市民に必要とされる医療機関を目指してまいります。

医師確保については、積極的に関係機関等に働きかけを行いながら、引き続き医師の招聘に向けた取り組みを行ってまいります。また、良質な医療サービスが提供できるよう、施設の改修や医療機器等の更新などを進めてまいります。

高齢者福祉、地域福祉については、地域で暮らす方々が互いに協力しながら暮らし続けられるよう、令和5年度からスタートする第3期地域福祉計画を着実に実行してまいります。また、ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加していることに伴い、地域の見守りに対するニーズが高まっており、民生委員、児童委員の方々の負担も増え、なり手不足に拍車をかけていることから、委員活動費を増額し処遇改善を図ってまいります。

介護福祉、障がい福祉については、それぞれ令和6年度からの新たな事業計画の策定作業に着手してまいります。介護福祉では、3年ごとに改訂される介護保険事業計画の策定に向け、市民のニーズを把握しながら、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保できる計画となるよう努めてまいります。また、障がい福祉では、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の改定に向け、障がい者の生きづらさを点検しながら、日常生活や社会生活に寄り添った総合的な支援に結び付けられるよう見直してまいります。

第4の柱は「暮らしやすく 住み続けられるまち」であります。

今冬も2mを超える積雪となり、市民の皆さんも大変ご苦労されたことと思いますが、市としましても市民生活を守る克雪への取り組みは大変重要であると認識しております。例年、市除雪ボランティアセンターを中心に、高齢者世帯等への除雪ボランティア活動を展開していますが、昨年度までは、新型コロナウイルス感染症等の影響により市外の方のボランティア活動の受入れが困難な状況でありました。しかし先月、隣県の大学生が5年ぶりに市内でボランティア活動を再開されたほか、県内外の企業の方々もボランティア活動に訪れるなど、少しずつではありますが、高齢者世帯等への支援の輪が戻りつつあります。引き続き関係機関と連携しながら、除雪ボランティアセンター活動に対する支援を継続してまいります。

次に、道路、橋梁関係についてであります。

東北中央自動車道は、村山本飯田ICから東根北ICまでの約8.9km区間が令和4年10月29日に、新庄北IC以北の泉田道路約8.2km区間が令和4年11月20日に開通いたしました。この高速交通網の整備が、救急搬送時間の短縮や本市の交流人口の拡大、そして産業振興につながり、ひいては地域の活性化に大いに寄与するものと期待しております。引き続き道の駅尾花沢等を活かしながら、観光や特産品のPRに努めてまいります。

一般国道347号については、平成28年の冬に通常通行が実現してから、宮城県側との往来も拡大しておりますが、大きな事故等もなく、安全に通行いただいております。今後とも宮城、山形両県をはじめ、関係機関と連携し、母袋バイパスの整備、促進、安全対策の強化と早期に24時間通行が可能となるよう、要望活動を継続してまいります。

また、各地区の座談会等を通じて、流雪溝整備や狭隘路線の改良、舗装補修など、多くの要望を頂戴しております。これまで同様、継続事業の加速化と新規要望箇所への対応など、計画的に整備を進めてまいります。また、流雪溝については、安定した消流雪用水の水量確保に努めるとともに、水利の有効利用について、関係機関と連携しながら進めてまいります。

市道の舗装補修や側溝、ガードレールなどの補修については、各地区からの要望を踏まえ、計画的に進めてまいります。

橋梁等の道路インフラ対策については、橋梁長寿命化修繕計画及び橋梁点検診断に基づき、早急な対応が必要とされた行沢橋など、国の交付金等を活用しながら、橋梁の補修事業に着手してまいります。

次に、除排雪対策については、12月中旬からの連続的な寒波により豪雪となったことを受け、除雪情報システムを活用した、除雪の見える化による効果的で、そして、間口にできるだけ雪を置かないような、きめ細かな除雪を引き続き行ってまいります。新年度は、ロータリ除雪車2台、内小型ロータリ除雪車1台を更新し、持続可能でよりよい除雪体制の構築に努めてまいります。

加えて、集落での流雪溝管理と雪押し場に関する支援を行う集落等雪対策支援事業費補助金や地域一斉除排雪事業、さらには生活道路除雪費補助金など、雪に関する官民一体での総合的な事業を継続し、克雪対策を後押ししてまいります。

次に、都市計画、住宅政策についてです。

令和3年度に作成した、第2次尾花沢市都市計画マ

スタープラン及び尾花沢市立地適正化計画の見直しを念頭に置きつつ、小学校をはじめとした公共施設等の再編など、コンパクトシティの実現に向けたまちづくりを進めてまいります。

市営住宅については、公営住宅等長寿命化計画の改訂を行い、今後も居住環境の向上に努めるとともに、既存施設の長寿命化を図ってまいります。

空き家対策については、新たに老朽空き家除却事業を創設いたします。空き家が不良住宅になることを未然に防ぐことを目的に、国の不良住宅の基準に該当しない空き家の解体に対して、市単独で補助金を交付し、空き家の解体の促進を図ってまいります。

また、近年頻発している豪雨災害対策として、住宅地周辺で発生した災害に対する復旧工事を対象とする新たな補助制度を創設し、居住環境の安全確保に努めてまいります。

住宅リフォーム支援事業については、多くの市民の皆様にご利用いただいております。新年度においても引き続き事業を継続してまいります。

消防防災については、各種事業を順次再開し、市民の防災意識の高揚を図るとともに、有事の際には関係機関と連携を図り、消防、防災体制の強化に取り組んでまいります。

令和5年度は、災害現場で消防活動の指揮を執る指揮隊車両を更新いたします。従来の車両より人員搬送機能を強化し、現場指揮機能の充実強化を図り、近年頻発する自然災害や大規模災害へ対応してまいります。

また、消防指令センターの共同運用については、令和7年度の運用開始に向け、令和5年4月に事務協議会を立ち上げ、共同運用を万全に実施できるよう準備を進めてまいります。

火災予防については、火災から命を守るため、住宅用防災機器設置の重要性を住民へ周知し、女性防火協力班や自主防災会等からご協力を賜りながら、各家庭に消火器、住宅用火災警報器の設置促進や普及啓発を図り、火災被害の軽減に努めてまいります。

救急業務については、救急隊員の感染防止対策を徹底し、傷病者に応じた適切な応急処置や救命処置に努め、迅速的確な救急活動を行います。また、昨年全戸配布している「119救急ガイドブック」について、その活用方法を、より多くの市民の皆様にご案内いただくため、さまざまな機会を捉えて積極的に広報しながら普及啓発に努め、救命率の向上を目指してまいります。

消防団関係については、各地区で日中不在となる消

防団員が増加していることに鑑み、今年度新たに機能別消防団員制度を導入し、地域住民の皆様が安心安全に生活できるよう努めるとともに、継続して消防団員及び女性消防団員の加入促進に努めてまいります。

防災対策については、自助、共助、公助が相互に連携した総合的な防災体制を構築し、市民の生命と財産を守るためのさらなる施策を推進してまいります。

まず、近年多発する自然災害へ対応するため、市民や自主防災組織の災害対応能力の向上が喫緊の課題となっています。引き続き、自主防災組織リーダー研修会、防災出前講座を開催するとともに、防災資機材等の購入助成のほか、防災訓練等の実施、防災士資格取得に要する費用助成等を継続し、市民の防災意識の向上と自主防災組織の育成強化に取り組んでまいります。

また、国の地域防災マネージャー制度を活用し、新たに地域防災専門員を配置していきます。これにより、災害発生時の対応能力の向上や、自衛隊など関係機関との連携強化を図ってまいります。

空き家対策について、空家等対策特別措置法に基づく特定空き家等の除却事業を進めるとともに、移住定住事業と不良住宅除去促進事業等の空き家解体事業との連携により、実効性のある総合的な空き家対策を進めてまいります。

公共交通については、運送効率や利便性の向上のためMa a Sを活用した新しいサービスの導入が全国的に進められていますが、本市においても、過疎地域に適した効率的で利便性の高い公共交通を実現していく必要があります。令和5年度は、おぼくる対象地域を拡大し、さらに市民の移動需要に適した交通サービスを提供するとともに、新たにマイナンバーカードを活用したタクシー券の電子化を計画しております。今後も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、移動手段の維持、確保に努めてまいります。

交通安全対策については、全国的に高齢者の運転による交通事故や歩行中の交通事故が後を絶たない状況にあることから、今後も関係団体と連携し、子どもや高齢者を中心とした交通安全の啓発活動を行うとともに、高齢者の運転免許証返納に対する市独自の支援を推進しながら、交通事故防止に努めてまいります。

防犯対策については、引き続き防犯カメラの活用や消費生活相談窓口を継続することで、防犯対策への活用や犯罪の抑止効果、消費者教育の推進及び消費者への情報提供の強化を図り、警察署や市防犯協会及び地域と連携しながら、犯罪や被害の未然防止に取り組んでまいります。

地籍調査については、過去に調査した地区の認証送付遅延の早期解消を目指し、着実に進めてまいります。

ゼロカーボンシティの実現に向けては、昨年5月に改定した尾花沢市環境基本計画を基に、家庭や事業所における再生可能エネルギー設備の導入推進を図ってまいります。令和3年度より着手された中沢川小水力発電につきましては、昨年降雪前に完成し、試験運転中とのことであり、融雪後に本稼働する計画となっているようであり、今後も民間事業者による再生可能エネルギーを活用した発電については、地元住民等への十分な説明を求めるなど、地元の理解と合意で計画が進められるよう働きかけてまいります。また、これまで、市民の皆様を対象としたゼロカーボンセミナー等を開催してまいりましたが、令和5年度は、小学生向けのパンフレットを作成し、環境教育を推進するとともに、引き続き小型家電リサイクル回収や、リデュース、リユース、リサイクルの3R運動を推進したごみの削減に取り組み、持続可能な循環型社会の形成に努めてまいります。

生活排水処理対策については、公共下水道及び農業集落排水事業への加入促進を継続的に実施するとともに、令和5年度からは、合併処理浄化槽設置補助事業における補助金を拡充し、生活排水処理設備の普及拡大と水環境の保全に努めてまいります。

簡易水道事業については、引き続き老朽管の更新による耐震化を進めるとともに、施設の維持管理により計画的に機器の修繕を行ってまいります。また、漏水調査による有収率の向上を図り、安定した水道水の供給に努めてまいります。

第5の柱は「笑顔の花咲く 交流と協働のまち」です。

ふるさと納税は、今年度2月1日現在で約6万7,000件、9億1,000万円、対前年比127%あまりの寄附が寄せられております。今後も本市の魅力と特産品を積極的にPRするとともに、ふるさと納税制度の本来の趣旨である「心のふるさと」「地域活性化」の観点から、関係人口の拡大と返礼品の一層の充実による尾花沢ファンの拡大に努め、地域経済の活性化と自主財源の確保を図ってまいります。

また、全国の方に尾花沢市の魅力を知ってもらおうきっかけとして、ふるさと大使の佐々木則夫さん、佐渡ヶ嶽満宗さん、あべ美佳さん、太田渉子さんには、各種イベントで本市をPRしていただいております。今後も、ふるさと大使の皆さんのご協力を得ながら本市の魅力を全国に発信していただくとともに、本市のイ

ベントに参加していただくなど、市民の皆様に元気を届けてまいります。

地元定着、ふるさと回帰については、若者の定住促進に重点を置き、郷土愛と誇りを育むため、令和3年度から新庄・最上ジモト大学尾花沢キャンパスを開校しております。地元のヒト、モノ、コトを地元の人と語り、学び、体験することで、子どもたちが生まれ育った地元への誇りを持ち、ここ尾花沢で居場所や仲間づくりに結び付けていく取り組みを続けてまいります。

移住、定住については、従来の移住体験ツアーに加え、新たに、移住を検討されている方のニーズに沿ったオーダーメイド型のツアーにより、具体的に移住後の生活イメージを体感していただく機会の提供を図るなど、移住へとつながる事業に取り組んでまいります。

また、二地域居住、ワーケーション、テレワークといった新たな働き方が提唱され、転職を伴わない地方への移住、定住の機運も高まっていることから、「尾花沢に移住して良かった」と思える住まいづくりへの助成を行うとともに、移住後も本市へ住み続けてもらえるよう、各種制度の案内や相談、さらには移住者が情報交換できる交流会を開催してまいります。

地域おこし協力隊については、今年度、原種最上早生の保存育成やそばまつり運営補助、PR活動など、尾花沢そば振興に携わる隊員1名、観光振興を目的とした隊員1名、移住支援コーディネーター1名に活動いただいております。さらには、徳良湖ヨット倶楽部による青少年育成に従事しながら、徳良湖の新たな魅力を発信していく隊員、グースカフェ運営に携わる隊員、徳良湖オートキャンプ場を拠点に、尾花沢ならではのキャンプ体験を提供できるよう活動いただく隊員をはじめ、市の実情と隊員自身が主体的に取り組みたい課題をマッチングし、自由なテーマで活動に取り組めるフリーミッション枠の隊員を募集しております。隊員個人の持つ熱意、スキルあるいは経験を十分に発揮いただき、本市で将来の夢を思い描き、実現できるよう活動を後押しして、将来の移住、定住につなげることで、地域や産業活性化の一助となるよう取り組んでまいります。

空き家の利活用については、令和4年度から、遠方の方や冬期間でも内覧できるよう360度撮影を行い、空き家をバーチャルで内覧できるサービスを提供しており、空き家バンクをきっかけに移住する世帯が増加してきております。使える空き家については、所有者への意向調査を行い、相談会、空き家勉強会を定期的に開催しながら、空き家の有効活用と移住、定住をさ



らに推進してまいります。

地区公民館については、急激な人口減少下にあっても地域を維持し、子どもから高齢者までのつながりを大切にしながら、安全安心に暮らし続けられるよう、関係機関と連携し、コミュニティや防災拠点としての公民館づくりを進めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症にかかる行動制限は、改めて人と人との交流の大切さを認識させられたものであります。今後はさらに、地域が元気になる活動が展開できるよう、集落や地域団体が行う地域づくりを後押しし、交流人口、関係人口の拡大に努め、地域力の向上を目指してまいります。

また、市民とともにしあわせなまちづくりを進めるため、元気なおばなざわを語る会を開催し、具体的な課題等について、しっかりと意見交換をさせていただくなど、ヒザを交えた話し合いを継続してまいります。

さて、過疎地域の本市にとって、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整えることは、最大の地域課題であります。そのため、急速に展開、発展しているデジタル技術を最大限活用しながら、時代の変化に伴って多様化している行政需要に対応しつつ、よりきめ細かくで利便性に優れた行政サービスを提供していくことが重要であると考えております。そのため、スマート自治体アドバイザー等から助言をいただきながら、デジタル技術を活用した地域課題の解決に取り組んでまいります。

この取り組みの1つとして新たに計画しているのが移動市役所の導入であります。これは、オンライン相談や各種手続きができる車両が地域に出向くことで、地域にいながら行政サービスを受けられるもので、主にデジタル端末に不慣れな方や、交通手段がない高齢者を対象に、市内各地で展開してまいります。

また、スマートフォンなどを介して、自宅や外出先からでも行政手続きができる環境を整えるほか、タブレット端末によるマイナンバーカードや運転免許証をかざすだけで、本人確認と申請書の記入が済む環境を整備するなど、市民の皆様にとって利便性の高い窓口環境の整備に努めてまいります。これら複数の施策を組み合わせることで、書かせない、待たせない、来させない窓口の実現を目指してまいります。

マイナンバーカードについては、各種証明書のコンビニ交付手数料の半額や保険証としての利用、転出、転入手続きのワンストップ化など、利活用のシーンが今後増々拡大していきます。安全安心で利便性の高いデジタル社会の実現を目指し、郵便局との連携やマイ

ナンバーカード出張申請サポートカー等を活用し、さらなるマイナンバーカードの普及に努めてまいります。

以上が、令和5年度に盛り込んだ主な施策の概要であります。

新型コロナウイルス感染症のように、予期せぬ事象が起きる今、私たちを取り巻く状況は日々変化しているため、それらに柔軟に対応していかなければなりません。令和9年度には統合小学校の開校を目指しておりますが、それと同時に役目を果たした校舎が空き公共施設となります。そのため、それら施設の利活用やバスターミナルに隣接していた商業施設跡地と中心市街地の再開発、さらには、特定地域づくり事業協同組合の設立などに向けて、先進事例の調査や研究、課題の洗い出しにも取り組んでまいります。これらの施策を限られた財源と人員で着実に実行していくためには、健全な財政運営と時代に合った施策の展開が求められます。そのため、これまで以上に行財政改革を推進し、新たな行政需要にも対応できるよう努めてまいります。

私が目指す3つのまちづくりは、「みんなが安心して楽しく暮らせるまちづくり」、「若者が住み続けられる未来に向けてのまちづくり」、「誰もが魅力を感じるまちづくり」であります。これらを着実に進めることが、第7次尾花沢市総合振興計画で掲げる将来像の実現につながるものと考えております。今年はいさぎ年であり、新しい事に挑戦する最適な年と言われておりますので、チャレンジ精神を持ち、各種事業を推進するため、議員各位並びに市民の皆様と力を合わせ、精一杯取り組んでまいります。

結びに、先に申し上げた施策を着実に実行し、先人たちが築き上げた財産をしっかりと守りながら、それらを磨き上げた上で次の世代へ引き継ぐことができるよう、そして、本市の豊かな未来を創ることができるよう、誠心誠意努めてまいりますので、皆様の格別なるご理解とご協力をお願い申し上げます、施政方針といたします。

続きまして、本定例会に提案いたしました予算議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第2号「令和4年度尾花沢市一般会計補正予算(第11号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,378万3,000円を追加し、予算の総額を143億8,580万6,000円とするものです。

歳出の主なものは、各事業の確定及び決算見込みによる予算の調整のほか、公共施設整備等基金積立金、機構集積協力金、農業競争力強化農地整備事業負担金、観光費に係る指定管理料、道路維持費に係る備品修繕

料及び除排雪業務委託料、橋梁長寿命化計画点検診断業務委託料などを追加するものであります。

歳入については、市税の個人市民税、法人市民税及び市たばこ税を増額し、特別交付税、社会資本整備総合交付金、農業施設災害復旧費補助金（過年度分）、企業版ふるさと納税、財政調整基金繰入金などを追加するほか、市債の追加、変更及び廃止、並びに事業の決算見込みによる調整により予算を調製するものです。

第2表、繰越明許費については、道の駅電気自動車用急速充電器更新事業のほか、12事業について、年度内の完了が困難であること、また、年度内に予算化し、継続して事業を実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

第3表、債務負担行為補正については、公用車購入事業から小学校通学バス運行業務委託までの6件については、円滑な事業発注のため、追加をお願いするものであります。

また徳良湖周辺施設等指定管理料のほか2件については、指定管理料の増額に合わせ、令和4年9月定例会にて設定した債務負担行為の限度額変更をお願いするものであります。

第4表、地方債補正については、電気自動車用急速充電器更新事業のほか2件について、追加をお願いするものであり、指定地区浄化槽設置整備事業から過疎地域自立促進特別事業までの11件については、決算見込みに合わせ限度額の変更をお願いするものであります。

また、路線バス購入事業のほか3件については、事業の見送りに伴い廃止をお願いするものであります。

議第3号「令和4年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてですが、事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ731万8,000円を追加し、予算の総額を20億9,286万5,000円とし、中央診療所施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ461万2,000円を減額し、予算の総額を4,000、失礼いたしました、4億1,048万6,000円とするものです。

事業勘定については、剰余金が見込まれることから国民健康保険基金積立金を追加するほか、決算見込みにより予算を調整するものです。

中央診療所施設勘定については、決算見込みにより予算を調整するものです。

議第4号「令和4年度尾花沢市簡易水道特別会計補正予算（第3号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ58万3,000円を減額し、予

算の総額を2億6,712万7,000円とするものです。

歳出については、決算見込みに合わせ、人件費及び公営企業会計移行業務委託料を減額し、ポンプ場送水ポンプ修繕のため、施設等修繕料を追加するものであり、歳入については、市債を減額し、繰入金により予算を調製するものです。

第2表、繰越明許費については、北郷地内舗装本復旧事業について、年度内の完了が困難なため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

第3表、地方債補正については、公営企業会計移行業務について、決算見込みに合わせ、変更をお願いするものであります。

議第5号「令和4年度尾花沢市国営村山北部土地改良事業特別会計補正予算（第2号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ72万円を追加し、予算の総額を180万5,000円とするものです。

歳出については、決算見込みに合わせ、土地改良事業負担金円滑調整金を追加し、歳入については、国営村山北部土地改良事業負担金（過年度分）を追加し、繰入金により予算を調製するものであります。

議第6号「令和4年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ285万4,000円を減額し、予算の総額を9,211万5,000円とするものです。

歳出については、決算見込みに合わせ、公営企業会計移行業務委託料を減額するものであり、歳入については、市債を減額し繰入金により予算を調製するものであります。

第2表、繰越明許費については、宮沢西部地区農業集落排水施設修繕事業について、年度内の完了が困難なことから繰越明許費の設定をお願いするものであります。

第3表、債務負担行為については、新年度からの事業の円滑化を図るため、農業集落排水処理施設保守点検業務委託料について、債務負担行為の設定をお願いするものです。

第4表、地方債補正については、公営企業会計移行業務について、決算見込みに合わせ、変更をお願いするものです。

議第7号「令和4年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,410万3,000円を追加し、予算の総額を、20億8,675万4,000円とするものです。

歳出については、剰余金が見込まれることから介護保険給付基金積立金を追加し、併せて決算見込みに合

わせ、保険給付費を追加するものであります。

歳入については、保険給付費の決算見込みに合わせ、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金をそれぞれ追加し、繰越金などにより予算を調製するものです。

議第8号「令和4年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ170万2,000円を減額し、予算の総額を2億2,494万2,000円とするものです。

歳出については、決算見込みに合わせ、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等負担金を追加、事務費負担金を減額し、歳入については、保険基盤安定繰入金を減額し、繰越金などを追加して予算を調製するものです。

次に、令和5年度予算案について申し上げます。

令和5年度は、第7次尾花沢市総合振興計画における前期基本計画期間の中間年となります。人口減少問題に対応しつつ、市民の皆さんからは「このまちに住んで良かった」、市外の人からは「あのまちで暮らしてみたい」と思っていただけ「市民が主役のまちづくり」に取り組んでまいります。そのため、新年度予算においては、本市の将来像として掲げる「このまちで ともに生きる しあわせな時を刻むまち 尾花沢」の実現に向け、「みんなが安心して楽しく暮らせるまち」、「若者が住み続けられる未来に向けてのまち」、「誰もが魅力を感じるまち」を3つの柱としつつ、具体的には、次の6つの事業に予算を重点配分しております。

1つ目がデジタル技術を活用した利便性向上に関する事業、2つ目が暮らしやすさの創造に関する事業、3つ目が出産、子育て環境の充実に関する事業、4つ目が最適、最新の教育環境の整備に関する事業、5つ目が尾花沢ファンの拡大に関する事業、6つ目が地元就労の促進に関する事業であります。

まず、歳入についてですが、本市の歳入の根幹をなす地方交付税については、国の地方財政計画において「地方公共団体が行政のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう令和4年度を上回る額を確保する」としており、こうした国や県の動向、県内の経済動向、市内企業の決算見込み等を参考にしながら財源を見積もったほか、過疎対策事業債など交付税措置のある有利な地方債の活用、財政調整基金、ふるさと尾花沢応援基金、公共施設整備等基金などからの繰入れにより財源を捻出し、予算を編成したところであります。

この結果、令和5年度の一般会計予算の総額は、前年度に比べ6億1,700万円、率にして5.1%増の127億4,200万円となったところであります。

次に、特別会計についてですが、国民健康保険特別会計の事業勘定が1億2,932万5,000円増の2億3,894万9,000円、中央診療所施設勘定が1,265万4,000円増の4億1,049万2,000円、簡易水道特別会計が2,370万円増の2億7,461万8,000円、農業集落排水事業特別会計が248万2,000円減の8,896万円、介護保険特別会計が1,057万1,000円減の19億4,742万6,000円、後期高齢者医療保険特別会計が917万3,000円増の2億2,263万9,000円となり、特別会計の合計額は、49億8,308万4,000円、前年度に比べ1億6,124万5,000円、率にして3.3%の増となったところであります。

それでは、各会計別に申し上げます。

議第9号「令和5年度尾花沢市一般会計予算」についてですが、歳入歳出予算の総額を127億4,200万円とするものであります。

次に、性質別に申し上げます。

歳入については、国の地方財政計画や県の予算の動向等を参考に見積もったところであります。

まず、1款市税につきましては、県内の経済動向などを参考として見込み、1.3%の増としたところであります。

2款地方譲与税から10款環境性能割交付金までは、国の地方財政計画や県の予算動向、令和4年度の決算見込み等を参考として計上し、11款地方交付税につきましては、0.8%の増と見込んだところであります。

15款国庫支出金につきましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金、過疎地域持続的発展支援交付金、出産・子育て応援交付金などを追加し、16.1%の増と見込んだところであります。

18款寄附金につきましては、ふるさと尾花沢応援寄附金について、令和4年度の決算見込み等を参考として、25.6%の増と見込んだところであります。

19款繰入金については、財政調整基金が28.6%の減、ふるさと尾花沢応援基金が25.0%の増で、繰入金全体としては、7.4%の増としたところであります。

22款市債については、過疎対策事業債など、交付税措置のある地方債を積極的に活用し、7.0%の増としたところであります。

次に、歳出について申し上げます。

物件費については、燃料費、光熱水費の高騰に伴うもの、デジタル技術活用に関するもの、ふるさと納税関連経費の増などにより、14.7%の増となるものであります。

補助費等、一部事務組合については、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合への負担金増に伴い、13.0%の増となるものであります。

積立金については、ふるさと尾花沢応援基金積立金の増により、24.0%の増となるものです。

投資的事業費については、総務費において路線バス購入事業、衛生費において浄化槽整備促進事業、農林水産業費において堆肥センターリニューアル事業、農業水路等長寿命化防災減災事業、商工費において徳良湖周辺施設整備事業、土木費において除雪機械購入事業、緊急自然災害防止対策事業、道路新設改良事業、橋梁長寿命化事業、消防費において消防庁舎整備事業、耐震性貯水槽設置事業、教育費において統合小学校建設事業、延沢銀山遺跡整備事業、文化体育施設整備修繕事業などに予算を配分したところであり、投資的事業費の総額は、13.1%の増となったところであります。

次に、第2表、債務負担行為ですが、戸籍システム更改業務委託のほか6件について、債務負担の設定をお願いするものであります。

第3表、地方債ですが、臨時財政対策債のほか、投資的事業、過疎対策に係るソフト事業及び災害復旧事業にあてるため、総額9億4,970万円の地方債について、限度額の設定をお願いするものであります。

次に、議第10号「令和5年度尾花沢市国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。

まず、事業勘定についてですが、予算の総額を20億3,894万9,000円とするものであり、前年度と比較して6.8%の増となったところです。中央診療所施設勘定については、予算の総額を4億1,049万2,000円とするものであり、前年度と比較して3.2%の増となったところであり、

また、第2表、地方債については、中央診療所整備事業ほか1件について、限度額の設定をお願いするものであります。

議第11号「令和5年度尾花沢市簡易水道特別会計予算」についてですが、予算の総額を2億7,461万8,000円とするものであり、前年度と比較して9.4%の増となったところであり、

第2表、地方債については、簡易水道事業のほか1件について、限度額の設定をお願いするものです。

議第12号「令和5年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計予算」についてですが、予算の総額を8,896万円とするものであり、前年度と比較して2.7%の減となったところです。

第2表、地方債については、公営企業会計移行事業

の限度額の設定をお願いするものです。

議第13号「令和5年度尾花沢市介護保険特別会計予算」についてですが、予算の総額を19億4,742万6,000円とするものであり、前年度と比較して0.5%の減となったところであり、

議第14号「令和5年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計予算」についてですが、予算の総額を2億2,263万9,000円とするものであり、前年度と比較して4.3%の増となったところであり、

以上が、令和5年度予算関係議案の概要となります。次に一般議案の概要についてご説明申し上げます。

議第15号「尾花沢市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、個人情報保護に関する法律の改正に伴い、条例の整備を図るため提案するものであります。

議第16号「尾花沢市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、尾花沢市国営村山北部土地改良事業特別会計を廃止するとともに、条例の整備を図るため提案するものであります。

議第17号「尾花沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、条例の整備を図るため提案するものであります。

議第18号「尾花沢市路線バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、市営路線バスの運行体制の整備を図るため提案するものであります。

議第19号「尾花沢市徳良湖周辺施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、徳良湖周辺施設の利用料金を見直し、施設の適正な維持管理及び円滑な運営を行うため提案するものであります。

議第20号「尾花沢市徳良湖湖面利用施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、徳良湖湖面利用施設の使用料を見直し、市民が施設を利用しやすい環境の構築を図るため提案するものであります。

議第21号「尾花沢市消防団条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、機能別消防団員制度の導入に伴い、条例の整備を図るため提案するものであります。

議第22号「尾花沢市個人情報の保護に関する法律施行条例の設定について」ですが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項について定めるため提案するものであります。

議第23号「第9次尾花沢市ふるさと暮らし応援条例の設定について」ですが、本市への定住及び移住を促進するため提案するものであります。

議第24号「地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について」ですが、地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例の整備を行うため提案するものであります。

議第25号「北村山消防指令事務協議会規約に関する協議について」ですが、規約を定めることに関する協議について、議会の議決を求めるため提案するものであります。

以上が、今定例会に提案いたしました議案の概要であります。審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、慎重なご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

◎議長（青野隆一議員）

次に、議会議案第1号の提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 奥山格 議員 登壇〕

◎議会運営委員長（奥山格 議員）

議会議案1案件を提出するにあたり、提案理由の説明を申し上げます。

議会議案第1号「尾花沢市議会の個人情報の保護に関する条例の設定について」申し上げます。

これまでの議会及び本市執行機関における個人情報の取り扱いについては、尾花沢市個人情報保護条例で必要な事項を定め、適正な取り扱いがなされてきたところであり、令和5年4月から、個人情報保護制度の法体系が変更となり、地方議会は、国会や裁判所とともに、その独立性を確保するという考え方から、法体系の適用対象から除外されることとなりました。本市議会として、これまでと同様に個人情報保護に関する基本的な責務を負っていく必要があり、その適正な取り扱いに関し、必要な事項を定めるため、提案するものであります。

以上が提案理由であります。本案件に対し何とぞ議員各位のご賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎議長（青野隆一議員）

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第29、議第2号「令和4年度尾花沢市一般会計補正予算（第11号）」から、日程第35、議第8号「令和4年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」までの

7案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、7案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第29、議第2号「令和4年度尾花沢市一般会計補正予算（第11号）」を議題といたします。

これより審議に入ります。ご質疑ありませんか。星川薫議員。

◎2番（星川薫 議員）

補正予算書の35ページ、7款1項3目12節委託料と18節補助金についてお伺いいたします。

指定管理料3件及び新型コロナウイルス感染症対応支援金は、全てにおいて株式会社尾花沢市ふるさと振興公社への補正となる訳でありますけれども、基本協定書及び仕様書、リスク分担の内容について詳しくご説明願います。

◎議長（青野隆一議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（間宮康介 君）

お答えいたします。現在、商工観光課で所管する指定管理のうちに3つ、徳良湖周辺施設、花笠高原周辺施設、あと徳良湖温泉、こちらの3つの施設については、株式会社尾花沢市ふるさと振興公社に指定管理しているところでございます。この指定管理する際は、それぞれの基本協定書及び仕様書に基づきまして、施設の維持管理、運営を行っていただいております。この基本協定書及び仕様書につきましては、管理する施設、またその運営に関する事項などを定めておりますけれども、この中に市と受託者のリスク分担というものをご明記してございまして、価格または金利の変動、施設等の損傷対応、また不可抗力、第三者への賠償など、さまざまな想定されるリスクに対応した双方の役割分担、責任の所在などを取り決めているものでございます。今回の補正予算につきましては、このリスク分担に基づいたものということで、昨今の電気料の高騰を受けまして、公共料金等の変動に伴う経費の増加に該当するもの。また最低賃金の改定及び労務の、労務費等の上昇を受け、人件費の変動に伴う経費の増加に該当するものを指定管理料の増額をお願いしたものでございます。

また徳良湖温泉「花笠の湯」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、利用者の

減少が続いております。売り上げの回復も未だ見込めないところもあり、令和元年度と令和4年度の利用者等の数、また売上利益の比較をし、再度算出し直しまして支援金の137万4,000円を計上したものでございます。以上でございます。

◎議長（青野隆一議員）

星川薫議員。

◎2番（星川薫議員）

全て合わせると900万円超と結構高額だなというふうに思っています。またほかの自治体の指定管理のリスク分担表についても、私なりに調査させていただきましたけれども、リスクの種類や価格変動については、指定管理者が担うか協議事項というふうになっているところの自治体が多いようでございます。新型コロナウイルス感染症対応や物価高騰対策は、今後も続くと思われましても、市と指定管理者の役割分担を再度整理するなど、リスク分担の見直しなどが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（青野隆一議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（間宮康介君）

お答えいたします。過去にも、リスク分担の見直しというのを行ったことがあるようでございます。市が担うことと、指定管理者が担うこと、また都度協議して決めることなどを再整理いたしまして、社会情勢ですとか、管理するその施設の現状、運営状況などを踏まえて、見直しを考えることも必要なかと思っております。以上でございます。

◎議長（青野隆一議員）

星川薫議員。

◎2番（星川薫議員）

ぜひお願いしたいと思います。財政が厳しい本市であります。市民が納得いくような運用をお願いしたいと思います。市長どうお考えでしょうか。

◎議長（青野隆一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

ただ今のご質問のとおり、本当に財政状況が非常に厳しい中で、想定しない状況が起きたと。新型コロナウイルス、それと電気料等をはじめとする、いわゆる物価高騰、そもそも当初から予定していなかったリスクが発生したというようなことで、指定管理をお願いしている方々との協議をしっかりとしながら、それに一緒になって対応していかなきゃいけないという中で、今回協議を進めてきたわけでありまして。しかしながら、

そういう状況を放置しておくことで、今度はサービスが低下し、本来きちんと提供できなくなることができなくなるということでも、これもまた非常に市民の方々に対して、行政としてのあり方としては、あまり好ましくないというようなことから、やはり今回補正を組ませていただいて、事業経営をしっかりと持続していただくというようなことになったわけです。ただ、やはり議員仰るとおりにですね、これからいろんなことが、想定される中で、リスク分担というものがしっかりと見直しするなど、今後の指定管理のあり方みたいなものも含めて、検討していく時期ではあるかと思っておりますので、そういう考え方でやっていきたいというふうに思います。

◎議長（青野隆一議員）

ほかにご質疑ございませんか。鈴木由美子議員。

◎13番（鈴木由美子議員）

私からも今の項目につきまして、ご質問させていただきたいと思っております。補正予算書の34、35ページの7款1項3目の12節委託料の今の項目です。私からの質問としましては、いずれの指定管理者と、その市のリスク分担表に基づいて、人件費、物価、公共料金などが5%以上上昇したために、指定管理料を引き上げるとされておりますが、まず人件費の上昇分7.7%についてでありますけれども、協定を締結した令和2年度との比較となっております。ふるさと振興公社の社員の皆様のお給料が、令和2年度から7.7%引き上げられたと理解してよろしいでしょうか。

次に電気料金なんですけれども、なぜ令和2年度ではなく、令和3年度との実績を比較されたのでしょうか。なぜ徳良湖周辺施設だけに増額されたのでしょうか。全ての指定管理施設を対象に増額をすべきではないでしょうかということと、あとまた徳良湖温泉につきましては、12月の補正予算でも、不可抗力のリスクがあったとして、786万4,000円ほどの大型補正を行いました。これも令和2年度との比較ではなくて、令和元年度との売り上げと比較されましたが、なぜそういうふうに年度、違う年度で比較されたのでしょうか。新型コロナウイルスの感染症を、不可抗力のリスクとして事業支援したことは、前回補正をした原材料費上昇分や、今回の人件費上昇分も全て含むものと理解するものなんですけれども、どのようにお考えでしょうか。以上の3点についてお尋ねいたします。

◎議長（青野隆一議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（間宮康介君）

お答えいたします。まず1点目の7.7%の上昇という部分でございます。こちらにつきましては、基本協定書、仕様書のリスク分担に基づく人件費変動に伴う経費増ということで、比較対象を令和2年の当初、要は今回の指定管理の3年間の1番最初の設計、当初の設計という部分を比較して、現在が7.7%の上昇をしているというようなことでございます。ただ必ずしもその全員が7.7%以上給料が上がっているというような比較というわけではございません。

あともう1点、12月の補正でも行われているというようなことございましたけれども、こちら12月の補正につきましては、徳良湖温泉の12月の補正について786万4,000円を補正してございますけれども、その12月の時の積算につきましては、令和元年度の7月から12月までを比較しておりましたが、令和4年の9月の積算の段階では、これちょっと複雑なんですけれども、令和4年の4月から9月までの半年間しかまだ実績出ておりませんでしたので、それで12月補正の積算をしてございました。しかしながら今年年度の見込みを出すにあたり、12月いっぱいまでの実績をさらに基づいて計算いたしました。その売り上げ利益という部分、先ほど売上利益と申しましたけれども、単純な売り上げ比較ではなくて、そこから原価分、原価上昇分をさらに引っ張って計算しているんですけれども、そこを再度、その3ヵ月の動きなどを再計算いたしました。その上昇率を勘案しまして、137万4,000円を年間で不足するというようなことに見直しをかけた差額分でございます。

また電気代等のにつきましても、令和3年度との比較というふうなことございますが、電気代が急激に上がってきたのが3年から4年にかけての部分でございます。ちょうど令和3年度の実績としてお出した金額と、今回令和4年度、一旦9月でも全施設、電気料の補填をしておりますけれども、全部再度計算し直し、電気料についてもその上がる増減率、増加率を再度計算し直しました。しかしながら、花笠高原、あと花笠の湯につきましては、そこまでの上昇というものは、9月補正でしたもので賄えるというようなことで、徳良湖周辺のみ差が大きかったというようなこともございまして、12ヵ月分の徳良湖周辺施設全体のものを再度計算した、さらに9月補正の分を差し引いて139万円の電気代の補正となっております。以上でございます。

◎議長(青野隆一議員)

鈴木由美子議員。

◎13番(鈴木由美子議員)

ちょっとすいません、分かるようでちょっとあまりよく分からなかったんですけども、すいません。電気料金というのは、いろんな計算でその差額分を出されたということではありますけれども、こちらのご説明としましては、リスク分担表に基づいて、それを適用させてというご説明でありましたので、その個別対応ではなくて、電気料上がったのはどこの施設も同じだと私は捉えておりましたので、平等にされるのが原則なのではないかと考えます。あと、指定管理の制度ってこれ毎回、毎回申し上げていることではあるんですけども、指定管理制度の目的というのは、施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることとされております。今後の施設管理にどう活かしていけるのか。市長のお考えもお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

◎議長(青野隆一議員)

市長。

◎市長(結城裕君)

先ほどお答えした話ともちょっと関連するんですが、指定管理を受けていただいている方々にとっては、やはり想定外の今回の電気代も含めての結果だと、そういうものが元々想定してなかったものであったろうと思います。これはもう、必ずしもその方々だけではなくて、先ほど仰るように、我々家庭、一般の人たちもそういうことを受けているわけですけども、そもそも指定管理をお願いしているところにおいては、本来、市のほうで実施しなければいけないところをやっているところをお願いしているところをお願いしたほうが、いわゆる効率的に運営できるんじゃないかというようなことから、財政的にも、経済的にも、節減できるという趣旨でやっているということで進めているというふうには理解しているところでもあります。そういう中で、今般やっぱりこういう想定してないことが起きたことですね、なかなか運営が非常に厳しいという状況になったものから、今年の9月、今回の補正というようなことで、逐次補正をして事業をしっかりと運営していただくというふうなことやっているわけです。そこら辺のところについては、これからもう一度先ほどもお話したとおり、リスク分担というところも含めてですね、どういう形にしていくのが一番いいのかというところをもう一度見直しをしていく時期でもあるのかもしれない。ということで、改めてですね、そういうところ

も含めて、指定管理全体の制度等も見直しをしていきたいというふうに考えておるところであります。

◎議長(青野隆一議員)

鈴木由美子議員。

◎13番(鈴木由美子議員)

もう何度も申し上げているんですけども、やはり頑張っている民間事業者さんとの公平性の問題とかありますので、やはりこういった不測の事態というのは、これはその1業者さんだけにある問題ではなくて、一般家庭から全部そういったところに苦しんでいる中でありますので、その運営方法とか委託の仕方とか、指定管理のあり方とか、その方向性をやはり市のほうでしっかりと定めていただくということが、市に課せられた責任であるのではないかなと思うところありますので、また今後とも、なるべくだったら早急に方向性を示していただきたいと思います。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

ほかにご質疑ございませんか。伊藤浩議員。

◎8番(伊藤浩議員)

私からはですね、補正予算書の36ページ、37ページ、8款2項4目、橋梁維持費でございます。そのうちの12節、橋梁長寿命化計画点検業務委託料、今回の補正で1,200万円の補正がされております。まず、この詳細についてお伺いをいたします。

◎議長(青野隆一議員)

建設課長。

◎建設課長(齊藤孝行君)

私のほうから今回の橋梁の長寿命化計画の点検診断の業務委託料1,200万円のご説明をいたします。橋梁長寿命化につきましては、国の制度に基づいて市のほうで点検診断に基づいて修繕計画を立てて、その中で5年間隔で点検診断を実施してきております。今年度は芦沢大橋、大海平の跨線橋というふうなことで、JRの跨線橋2橋をやっております。あと令和3年度の補正で31橋を今点検を実施中であります。今回1,200万円追加補正になった詳細でありますけれども、まずこちらのほうは、国の補助金を活用した事業になっていきます。県内での予算の調整が整いましたので、市のほうでも加速化を図るために、今回1,200万円追加させていただきます。

令和5年度44橋を予定されております。そちらのほう前倒しで実施していきたいというふうなことでの補正になります。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

伊藤浩議員。

◎8番(伊藤浩議員)

毎年実施している事業なわけですけど、今回国の予算の、いわゆる先倒しというふうな形でできるようになったというのが背景ということかなというふうに理解をいたしました。

数的には、今回当初予算で、確かこれ2,000万円の予算があったはずでございます。そのうちで今ありました33ですか、の橋を点検していただいたと。今回のこの1,200万円の中で、どのぐらいの規模で、点検、診断業務ができる見込みですか。

◎議長(青野隆一議員)

建設課長。

◎建設課長(齊藤孝行君)

規模といいますか、市全体での今現在での管理している橋が146橋あります。それを4年間のうちに平準化して、点検診断をするような形で考えておまして、今回、令和5年度との予定も合わせて44橋、今回補正も合わせて、この令和5年度での事業も含めて、一旦1回の点検診断のサイクルが終了する予定で考えております。その診断結果に基づいて、今度、令和6年度に修繕計画を立てていって随時修繕していくと。合わせて点検診断も引き続き実施していくという形になるかと思われまます。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

伊藤浩議員。

◎8番(伊藤浩議員)

内容的には理解できました。やっぱり市民の1つのライフラインの一部なのかなと。この橋梁という部分ですね、というふうに常々思っているところがございます。今答弁にございましたように、診断をして、その中から、どうしても補修設計をしなければいけない。その補修設計をしていただいた後に実際の修繕、行っていただくという1つのサイクルがあるわけがございます。ぜひ今回の1,200万円の補正も含めて、前倒しでなるべく早くですね、そういう市民の皆さんのライフラインの一部が安全に守られるよう今後とも努力をお願いしたいというふうに思います。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

ほかにご質疑ございませんか。菅野修一議員。

◎1番(菅野修一議員)

私からは、歳入のほうですね、補正予算歳入の部18款1項1目、18ページ、19ページになります。企業版ふるさと納税160万円というようなことになっております。この件につきまして、何社から、またあの本市として要請されたものかどうか等についてお伺いいた



します。

◎議長(青野隆一議員)

ここで昼食休憩のため、1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時08分

◎議長(青野隆一議員)

それでは午前中に引き続き、再開いたします。

定住応援課長。

◎定住応援課長(菅原幸雄君)

企業版ふるさと納税のお尋ねであります。件数については4件です。ご寄附にあたっては、商工観光課の企業対策専門員と同行するなりして、積極的にお声掛けさせていただいたところです。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

菅野修一議員。

◎1番(菅野修一議員)

大変あの自主財源となりうるこのふるさと納税の企業版であります。何十社か市長ともども訪問なされていると思いますけれども、この企業版ふるさと納税については、なかなか認知度が低いと、このように言われております。やはり率先して市長が訪問して要請することが大事ではないかなと思いますけれども、この点について市長のお答えをお願いします。

◎議長(青野隆一議員)

市長。

◎市長(結城裕君)

本当に貴重な財源として使わせていただいております企業版ふるさと納税ということで、まだまだ認知度が低いということもあるようでございますので、いろんな機会、特に尾花沢との関連のある企業さんのところを中心に、あらゆる機会を見つけてお願いにあげたいというふうに思っておりますので、また何か情報ございましたら、お願いしたいというふうに思います。

◎議長(青野隆一議員)

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。報告がありませんので終結いたします。

それでは、議第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第2号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第30、議第3号「令和4年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。報告がありませんので終結いたします。

これより、議第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第3号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第31、議第4号「令和4年度尾花沢市簡易水道特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。報告がありませんので終結いたします。

これより、議第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第4号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第32、議第5号「令和4年度尾花沢市国営村山北部土地改良事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。報告がありませんので終結いたします。

これより、議第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第5号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第33、議第6号「令和4年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、第議6号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第34、議第7号「令和4年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第7号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第35、議第8号「令和4年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第8号は、原案のとおり決しました。

次に、請願の上程及び付託であります。

日程第36、令和5年請願第1号「市道Ⅲ-469号道路舗装整備に関する請願」を上程いたします。

ただ今、上程いたしました請願1案件につきましては、タブレットに掲載をしております、請願・陳情文書表のとおり、産業厚生常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

これにて散会いたします。大変ご苦勞様ございました。

散会 午後1時15分